

老人福祉法第 11 条の規定による措置事務の実施に係る神奈川県指針  
改正の概要

1 改正の趣旨

養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算

基本的な考え方（令和 6 年度介護報酬改定を踏まえた対応）

「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例等について」（令和 6 年 3 月 26 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）において、**令和 6 年 6 月以降実施**の処遇改善総額（月額）については、養護老人ホームの老人保護措置費に係る事務費の 1.16%に相当するものと示された。

本県指針においては、養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算として人件費（一般事務費）に加算する率に、1.16%を加える。

2 改正内容

指針別紙 1 の 1 の（1）のイの（キ）に定める養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算について、人件費に加算する率 4.1%を 5.26%に改める。

3 施行日

令和 6 年 6 月 1 日